

令和 8 年

第 7 回 阿波市農業委員会総会議事録

阿波市農業委員会

令和 8 年第 7 回 阿波市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 7 月 2 7 日（月）午後 1 時 30 分～午後 2 時 22 分

2. 開催場所 阿波市役所 3 階大会議室

3. 出席委員 （1 7 名）

- 1 番 米 澤 実
- 2 番 片 岡 寛 之（副会長）
- 3 番 板 東 由 裕
- 4 番 赤 松 晃 一
- 5 番 糸 谷 徳 文（中立委員）
- 6 番 新 見 正 美（会長）
- 7 番 坂 東 満二郎
- 8 番 江 東 幸 和
- 1 0 番 天 満 仁
- 1 1 番 森 本 定
- 1 2 番 古 本 義 春
- 1 3 番 大 村 敏 信（副会長）
- 1 4 番 金 山 敬 治
- 1 5 番 竹 内 正 法
- 1 6 番 篠 原 安 博
- 1 7 番 武 澤 守
- 1 9 番 十 川 幸 利（会長職務代理者）

4. 欠席委員 （2 名）

- 9 番 唐 渡 義 伯
- 1 8 番 十 川 昭 夫

5. 議事録署名委員

- 1 9 番 十 川 幸 利
- 1 番 米 澤 実

6. 議事日程

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について（委員会処分）

- 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）
第4号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）
第5号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第2号 2アール未満の農地転用届について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊 坂 典 恭
係 長 原 田 裕 人
係 長 原 田 昂
主 事 植 原 諒

8. 会議の概要

午後1時30分 開会

【事務局】

ただ今から、令和8年第7回阿波市農業委員会総会を始めさせていただきます。着座にて進行させていただきます。はじめに、新見会長からご挨拶を申し上げます。

【議 長】

皆様、本日はご多忙の中、総会にご出席をいただき誠にありがとうございます。毎日厳しい暑さが続いております。屋内であっても熱中症のリスクがございますので、皆様くれぐれも体調管理には十分にお気をつけください。それでは、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。これより総会を始めさせていただきます。着座にて進行いたします。

【議 長】

それでは、会議を始めます。ただ今の出席委員数は、17名で定足数に達しておりますので、これより令和8年第7回阿波市農業委員会総会を開会いたします。

【議 長】

続きまして、議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名すること

にご異議ございませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

それでは、指名させていただきます。議事録署名者には、19番十川委員、1番米澤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

【議 長】

本日の議案は、第1号から第5号までの5議案となっております。また、報告事項につきましては、第1号から第2号までの2件となっておりますので、議案審議終了後、事務局よりご報告いたします。なお、発言のある方は、挙手の上、議長の許可を受けてから、発言をしていただくようお願いいたします。それでは、審議に入らせていただきます。

【議 長】

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（植原）第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請（委員会処分）について説明いたします。今月の申請は、14件となります。内訳としまして、売買が13件、贈与が1件となっております。座らせて頂き、議案書と地図資料により説明させていただきます。

はじめに、案件番号1番、地図は、1ページ、2ページをご覧ください。地目は畑、2筆 面積は併せて322㎡ 契約内容は、贈与となっております。譲受人とその家族が農作業に従事していき、レタスを作付けする予定です。

続きまして、案件番号2番、地図は、3ページ、4ページをご覧ください。地目は田及び畑、2筆 面積は併せて620㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していて、水稻、レタスを作付けされております。申請地には水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号3番、地図は、5ページ、6ページをご覧ください。地目は田、1筆 面積は548㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人とその家族が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地にも水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号4番、地図は、7ページ、8ページをご覧ください。地目は山林及び原野、2筆 面積は併せて1,064㎡ 契約内容は、売買となっており

ます。譲受人が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地には果樹を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 5 番、地図は、9 ページ、10 ページをご覧ください。地目は田、1 筆 面積は 1,173 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人とその家族が農作業に従事していて、水稻、ブロッコリーを作付けされております。申請地には水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 6 番、地図は、11 ページから 12 ページをご覧ください。地目は田、2 筆 面積は併せて 1,607 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地にも水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 7 番、地図は、13 ページ、14 ページをご覧ください。地目は畑、1 筆 面積は 652 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地にはブロッコリーを作付けする予定です。

続きまして、案件番号 8 番、地図は、15 ページ、16 ページをご覧ください。地目は田、1 筆 面積は 532 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人とその家族が農作業に従事していき、季節野菜を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 9 番、地図は、17 ページ、18 ページをご覧ください。地目は畑、1 筆 面積は 237 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人とその家族が農作業に従事していき、季節野菜を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 10 番、地図は、19 ページ、20 ページをご覧ください。地目は田、1 筆 面積は 292 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していて、露地野菜を作付けされております。申請地には果樹を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 11 番、地図は、21 ページから 22 ページをご覧ください。地目は田、1 筆 面積は 582 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地にも水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 12 番、地図は、23 ページ、24 ページをご覧ください。地目は田、1 筆 面積は 522 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地にも水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 13 番、地図は、25 ページ、26 ページをご覧ください。地目は田及び畑、2 筆 面積は併せて 1,183 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人とその家族が農作業に従事していて、季節野菜を作付けされております。申請地にも季節野菜を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 14 番、地図は、27 ページ、28 ページをご覧ください。地目は田、1 筆 面積は 426 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していき、水稻を作付けする予定です。

以上、説明しました案件については、荒廃農地のところもございしますが、取得後、周囲に迷惑をかけないように譲受人が解消をしていきますとの回答を頂いております。機械、労働力、通作距離及び周辺地域との関係も問題がなく、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事由には該当せず、資格要件をすべて満たしているものと思われます。以上、説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号 1 番・2 番を 19 番十川委員にお願いします。

○19 番（十川委員）19 番十川です。案件番号 1 番ですが、この土地は、現在市外に住まわれて、なおかつ高齢ということで、土地の管理に苦勞しておりました。譲受人はこの土地のすぐ近くに住所があって、親戚関係にもなるということで、隣の土地を管理しやすいことで今回に至ったようです。案件番号 2 番については、譲渡人の家はこの土地の横にあったんですが、現在は県外に転居しており、譲渡人の土地は、ほかにも譲受人が買っております。その関係で今回も譲受人に買って欲しいということで売買が成立したようです。現在土地は草が生えて、先で水稻作付けを考えているそうです。以上です。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号 3 番・4 番を 16 番篠原委員にお願いします。

○16 番（篠原委員）16 番篠原です。案件番号 3 番につきましては、現地を 25 日に確認いたしました。従来から譲受人の方が耕作しており今回売買ということであります。なおを続けて水稻を作ります。案件番号 4 番につきましては、譲渡人は市外で、管理がなかなかやりにくいということで、譲受人と話ができ今回売買ということであります。果樹を栽培する予定でございます。2 件とも問題はないと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号5番を13番大村委員にお願いします。

○13番（大村委員）13番大村です。譲渡人は、専業農家ではありますが、高齢です。譲受人は事業を経営し、いろいろな農産物の生産から出荷まで作業を意欲的に取り組んでおります。今回の申請も経営規模拡大のため、取得するものであり、妥当であると思いますのでよろしくお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号6番を11番森本委員にお願いします。

○11番（森本委員）11番森本です。申請人から説明を受けて、前もって現地は見ていたんですが、19日に再度、現地を確認してきました。現在水稻が作付けされており、周辺にも全部水稻が作付けされ、問題はないかと思います。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号7番を10番天満委員にお願いします。

○10番（天満委員）10番天満です。番号7の案件につきましては、事務局から説明があった通りです。関係者から情報を聞き、現地も確認しましたところ、現状では譲渡人が水稻を作付けされておりますが、本人としてはこの規模を縮小したい考えを持っていたところ、そこの農地の近所で農業をしていた譲受人と話がまとまり、今回の売買になったそうです。譲受人は野菜等を今後作付したいということで、農業から農業ということで何ら問題はないと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号8番・9番を私6番新見が説明します。

○6番（新見委員）8番と9番を一緒に説明します。事務局の説明通りで、22日に現地確認をしました。申請地は、野菜を作付けており、申請者に聞き取りをしたところ、譲渡人2人は市外に住んでおり、近隣の方に売却したいということで譲受人が引き続き野菜などを作付していくとのことであり、問題ないと思い

ます。

【議 長】

つづきまして、番号１０番を５番糸谷委員にお願いします。

○５番（糸谷委員）５番糸谷です。現地を確認したところ雑草と木が茂っており、何年も手入れしてないということで、譲渡後は譲受人が伐採して果樹を植えることで問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号１１番・１２番・１３番を３番板東委員にお願いします。

○３番（板東委員）３番板東です。１１番、１２番の譲受人は同じ方で、水稻作付予定ですがレタスも大きく農業される方で、何ら問題ないかと思います。１３番、譲受人の家の裏が長年放棄されているので、何とかしたいということで、購入して野菜などを作るということです。何ら問題ないかと思いますので、ご審議をお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号１４番を１番米澤委員にお願いします。

○１番（米澤委員）１番米澤です。事務局の説明通り何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第１号議案について説明がありました。これについて質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第1号議案については、原案どおり許可することに決定しました。

【議 長】

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田）第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）を、説明いたします。申し訳ありませんが、座って説明させていただきます。それでは番号1 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、167 m² 転用目的は、「駐車場・庭」です。地図資料 29 ページを併せてご参照ください。申請地は、吉野町の「阿波市立吉野中学校」から北西へ約 1km に位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と認められますが、「集落に接続して設置されるもの」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われまゝす。申請者は隣地の宅地と本申請地を相続しました。本申請地は20年ほど前に農地法の許可を得ずに駐車場・庭として整備されており、申請者もそのことを知らずに今まで利用していました。そこで違反状態を解消するため始末書を付けて申請するにいたしました。新たな造成はなく、現況のまま利用し、周囲も既存壁で囲まれているため土砂の流出等の恐れは無いものと思われまゝす。給水はなく、排水については雨水のみで敷地内で地下浸透させることから周辺の農地には影響がないものと思われまゝす。以上、第2号議案につきまゝしては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第4条第6項の許可要件を満たしていると思われまゝすので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。それでは、番号1番を3番板東委員にお願いします。

○3番（板東委員）3番板東です。この案件は先ほどの1号議案ででた案件の関連ですが、家の裏の畑を買う中で、庭が農地であることが判明したそうです。昔から農地ではなかったんで私も知らなかったんですが、もう致し方ないかなと思ひますのでよろしくお願ひします。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第2号議案について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第2号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

【議 長】

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(知事処分)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(原田) 続きまして第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(知事処分)を、説明いたします。最初に取り下げが1件ありましたのでご報告いたします。番号5番の案件が取り下げとなっています。

それでは、番号1番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、683㎡ 転用目的は、「駐車場」で、「所有権の移転」です。地図資料の31ページを併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市役所阿波支所」から南西へ約150mに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない農地で、支所から300m未満の所に存在する農地であるため第3種農地に該当するものと思われます。転用者は●●●を行っている会社です。この度、生産能力向上を図るためグループ会社から人員の配置変え及び増員を計画しており、それに伴い駐車場を確保したいと考えていたところ、土地の所有者と売買の話がまとまりこの度の申請に至りました。なお、申請地を相続した土地所有者の親が、60年ほど前に申請地の一部に当時存在していた●●●への進入路を施工してしまっていたため始末書を提出いただいております。土地の造成等については、車の出入りがしやすいよう土を切盛した後碎石を敷き、進入路の壁のみ撤去する計画です。周囲には壁もあり農地側の開口部分はコンクリートで塞ぐため土砂の流出は無いと思われます。給水については必要なく、排水は雨水のみで敷地内で地下浸透させる計画であり周辺の農地には影響しないと思われます。

番号2番 申請地の所在は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、302 m² 転用目的は、「建売住宅」で「所有権移転」です。地図資料 33 ページを合わせてご覧ください。申請地は、阿波町の「阿波市立久勝小学校」から、南東へ約 200mに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。本案件は令和7年3月の総会で審議したうえ徳島県農地政策室に提出しましたが、当時は転用者がその他の転用した分譲地がまだ完了していなかったため許可が認められませんでしたので取下げされました。その後、他の分譲地も完了したため、再度申請するに至りました。転用者は、●●●●を行っている会社で、土地の管理に苦慮していた土地所有者との間で話がまとまり、この度の申請となりました。なお、申請地を代物弁済にて取得することとなっており●●●●で仮登記されています。申請地は、当初は農地として利用されておりましたが管理ができなくなり、雑草が生い茂り近隣に迷惑をかけている状態であったため、農地法の許可を得ず、令和3年ごろに先に造成を行ってしまいました。そのため始末書を付けての申請となっております。土地の造成については、既にされておりますが、周囲に擁壁も設置されており、土砂の流出等の恐れはないものと思われます。なお、進入路を道路側溝上に設置することについては維持管理課と協議済みです。給水は阿波市上水道に加入することで水道課と協議済みで、排水については、生活排水は合併処理浄化槽を経由後、申請地南側水路へ流下させる計画で維持管理課と協議済みです。雨水については、敷地内で地下浸透させる計画であり、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号3番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、84 m² 転用目的は、「宅地」で、「所有権の移転」です。地図資料の 35 ページを併せてご覧ください。申請地は、阿波町の「阿波市立阿波中学校」から北東へ約 850mに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と認められますが、「集落に接続して設置されるもの」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は隣接地の居宅を昨年購入し居住しています。その際に申請地が宅地の一部として利用されていたことがわかりました。経緯としては、宅地の前所有者の親と農地側の前所有者が親戚で、平成3年に居宅を建てる際に庭がせまかったので農地の一部を利用させてもらっていたとのことです。そこで、違反を解消するため、現況に合わせて農地を分筆し、始末書を添えて申請するに至りました。土地の新たな造成等はなく、現況のまま利用するため土砂の流出はないものと思われます。給水はなく、排水は雨水のみで敷地内で地下浸透させる計画であり、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号4番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、全て田 面積は、併せ

て 3,024 m² 転用目的は、一時転用で「資材置場兼工事用通路」です。地図資料 37 ページを併せてご参照ください。申請地は、市場町の「阿波市立市場中学校」から北西へ約 1.2km に位置する農地で、阿波市農業振興整備計画における農用地区域内農地に該当し、農地法施行令第 4 条第 1 項第 1 号イ規定の「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」とある農用地区域内農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は徳島自動車道の 4 車線化工事を請け負っています。工事に伴い多数の大型車両が出入りするため、工事用通路の確保が必要となります。また、現場付近に、資材置場及び作業員用の駐車場等も必要であるため、申請地を一時転用する運びとなりました。土地の造成については、表土をすきとり不陸転圧後、土木シートを敷設し、客土及び砕石にて造成をし、工事用通路はアスファルト舗装をします。すき取った表土は飛散防止シート、ネットをして現地にて補完し、事業終了後に埋め戻します。造成後も周囲との高低差に変化はなく、表土は飛散防止シート、ネットをするため、土砂の流出等の恐れはないものと思われます。土壤汚染対策法及び生活環境保全条例に係る手続きは NEXCO 西日本が徳島県の担当課と協議しており、盛土規制法については対象外となっています。また、工事終了後は、アスファルト・砕石・客土を撤去の上、表土を埋め戻し、農地に復元する計画となっています。一時転用の期間は、令和 11 年 9 月 30 日までとなっています。給水は必要なく、排水は雨水のみで、敷地内で地下浸透させる計画であることから、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号 6 番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、全て田 面積は、1,593 m² 転用目的は、「資材置場」で、「所有権の移転」です。地図資料の 42 ページを併せてご参照ください。申請地は、土成町の「阿波市立土成中央認定こども園」から北へ約 1,150m に位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない農地であることから第 2 種農地に該当するものと思われます。転用者は●●●を行っております。●●●を保管しておく場所が不足してきたため、農地所有者から申請地を借り受けて、農地法の許可を得ず●●●として利用されていました。農業委員会事務局が現場巡回していた折にそのような状況になっていることが発覚し、是正するよう指導していたところ、転用者が土地を購入し今後も現状のまま利用することで話がまとまったため始末書を付けて申請するに至りました。土地の新たな造成はなく、現況のまま利用するため土砂の流出は無いと思われます。給水については必要なく、排水は雨水のみで敷地内で地下浸透させる計画であり周辺の農地には影響しないと思われます。

番号 7 番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、273 m² 転用目的は、「住宅」で、「使用貸借権の設定」です。地図資料の 44 ページを併

せてご覧ください。申請地は、吉野町の「徳島県立阿波高等学校」から東へ約600mに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と認められますが、「集落に接続して設置されるもの」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は●●●で生活をしており、実家近くで持ち家を建てたいと考えていたところ、祖父から土地を使用貸借することで話がまとまり、この度の申請にいたしました。土地の造成等については、表土をすき取った後、南側の新設道路に高さをあわせ盛土転圧し砂利敷きにします。東側は既存のコンクリート壁を利用、北側はコンクリート擁壁を新設するため土砂の流出はないものと思われます。給水については水道課と協議済みです。生活排水については浄化槽を経由後南側道路側溝に流すことで維持管理課と協議済みで、雨水は敷地内で地下浸透させる計画であり、周辺の農地には影響がないものと思われます。以上、第3号議案の案件につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第5条第2項の許可要件を満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。それでは、番号1番を16番篠原委員にお願いします。

○16番（篠原委員）16番篠原です。番号1番ですが、事務局の方から詳しく説明をしていただきました。事務局の説明通りで、別に問題ないと思います。よろしくお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号2番を15番竹内委員にお願いします。

○15番（竹内委員）15番竹内です。25日、現地確認いたしました。事務局から説明もありましたが、令和7年3月にも、現地確認し現在と同じ状況で綺麗に宅地の造成がもう完了しているような状態であります。今からどのようにならない感じがしやむを得ないので、ご審議のほどよろしくお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号3番を14番金山委員にお願い

します。

○14番（金山委員）14番金山です。事務局から説明がありました通り、この物件については平成3年に建築したときに申請すべきが、今回になったということで問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号4番を11番森本委員にお願いします。

○11番（森本委員）11番森本です。16日に申請者から説明があり、事務局の説明通りでした。14日に市場中央土地改良区の理事会で承認もされておりますので、問題はないと思います。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号6番を4番赤松委員にお願いします。

○4番（赤松委員）4番赤松です。この土地は今、●●●に利用されており、事務局より指摘があり、今回の申請に至ったそうです。よろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号7番を3番板東委員にお願いします。

○3番（板東委員）3番板東です。事務局説明の通りです。借受人は、貸出人の孫さんで、どこかに家をとということで、貸出人の畑にすることになりました。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第3号議案について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第3号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

【議 長】

次に、第4号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について(諮問)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(植原) 第4号議案 農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。この計画は、農地中間管理事業の推進に基づく農地の貸し借り等の申し出について、市町村がとりまとめたもので、農業委員会への諮問、決定を経て、その効果を生じさせるという手続きの流れになっておりまして、今回、令和8年7月24日付け阿農振第476号で阿波市長より諮問を受けております。それでは、別途お配りしております、「令和8年農用地利用集積等促進計画第7号」をご覧ください。4ページを開いていただきますと、全体の契約件数となっており、28件 79筆 総面積84,498㎡の利用集積となっております。内訳としましては、更新で賃貸借が、27筆 31,963㎡。使用賃貸借が、7筆 4,511㎡。次に、新規で賃貸借が、43筆 46,173㎡。使用賃貸借が、2筆 1,851㎡。なお、解約者につきましては、5ページをご覧ください。4件 11筆 9,937㎡となっております。以上、今回諮問の農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、第4号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第4号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取については、承認し、計画については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

次に、第5号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

○農業振興課（瀬尾）失礼いたします。農業振興課の瀬尾と申します。よろしくお願いいたします。それでは本日、議案におきまして、「意見の聴取」をお願いしております、「阿波市地域計画の変更」について説明いたします。こちらは農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年3月末で作成したものです。内容はこれから10年後を見据えて地域で管理していく農地の面積を定めて、農地の管理方法や農地の集約化などについて記載したもので、阿波市では小学校区を基準に10地区分を作成しております。本日の変更案では、農地転用を申請するために地区内の農地面積を変更するものと農地中間管理機構を利用した農地の貸し借りや解約などが行われたために集積率と各農業者ごとの経営面積を更新するものについて変更したいと考えております。変更箇所については赤字で記載しており、かつこがあるものについてはかつこの中が変更前の数字となっております。以上、大変簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、農業振興課から説明がありましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、第5号議案について、承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第5号議

案 地域計画の変更に係る意見聴取については、承認し、変更については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

引き続き、報告事項について、事務局の説明を求めます。

○事務局（植原） それでは、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、ご報告いたします。議案書は、7ページから9ページまでとなります。今月は、9件23筆の合意解約通知書が出されております。内訳としましては、利用集積計画による賃貸借の解約が、9件23筆となっております。以上、報告とさせていただきます。

○事務局（伊坂） 続きまして、報告第2号「2アール未満の農地転用届」についてご説明いたします。

番号1番、議案書10ページ、地図資料は46・47ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり、登記地目は「田」、現況地目は「宅地」で、登記面積は779㎡のうち199.94㎡の転用でございます。転用目的は「農業用倉庫」で、届出地には、令和7年3月ごろから農業用倉庫の敷地として利用してきました。

続きまして、番号2番、議案書10ページ、地図資料は48・49ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり、2筆とも登記地目は「田」、現況地目は「宅地」で、登記面積は554㎡のうち24㎡と538㎡のうち119㎡、合計143㎡の転用でございます。転用目的は「農業用倉庫」で、届出地には、昭和51年ごろから農業用倉庫の敷地として利用してきました。

続きまして、番号3番、議案書10ページ、地図資料は50・51ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり、登記地目は「田」、現況地目は「宅地」で、登記面積は659㎡のうち190㎡の転用でございます。転用目的は「農業用倉庫」で、届出地には、昭和40年ごろから農業用倉庫の敷地として利用してきました。

続きまして、番号4番、議案書10ページ、地図資料は52・53ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり、登記地目は「田」、現況地目は「宅地」で、登記面積は1,678㎡のうち165㎡の転用でございます。転用目的は「農業用倉庫・休憩室及びトイレ」で、届出地には、昭和56年頃に農業用倉庫、平成12年頃に増設で休憩室及びトイレの敷地として利用してきました。

続きまして、番号5番、議案書10ページ、地図資料は54・55ページを合

わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり、登記地目は「畑」、現況地目は「宅地」で、登記面積は6,900㎡のうち52.5㎡の転用でございます。転用目的は「農業用倉庫」で、届出地には、農業用倉庫の敷地として利用してきました。

いずれの案件も、最近になり法律的に問題があることを知り農地転用届が提出されました。添付書類もすべて揃っており受理条件を満たしております。以上で、「2アール未満の農地転用届」のご報告とさせていただきます。

【議 長】

報告について以上でございますが、質疑もしくは、ご意見はありませんか。

(「質疑等なし」の声あり)

【議 長】

なければ、以上をもちまして、令和8年第7回阿波市農業委員会総会を閉じることといたします。なお、次回の総会につきましては、令和8年8月25日(火曜日)午前10時からの予定としております。当初の予定から時間を変更しておりますので、お間違えのないよう、よろしくお願いいたします。

(終了時間 午後2時22分)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和 8 年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員